

令和4年第3回四万十町議会定例会

議案説明資料

令和4年9月14日開会

四 万 十 町

目次

議案番号	付議事件名	ページ
報告第 8 号	専決処分の報告について(損害賠償の額を定めることについて)	1
報告第 9 号	健全化判断比率の報告について	4
報告第 1 0 号	資金不足比率の報告について	4
承認第 5 号	専決処分の承認を求めることについて(令和4年度四万十町一般会計補正予算(第2号))	6
議案第 5 1 号	日乃出橋橋梁修繕工事請負契約の一部を変更する契約の締結について	11
議案第 5 2 号	大正診療所防災・減災・低炭素化設備整備工事(電気設備)請負契約の締結について	14
議案第 5 3 号	医用情報管理システムの売買契約の締結について	16
議案第 5 4 号	小型動力ポンプ付積載車の売買契約の締結について	18
議案第 5 5 号	損害賠償の額を定めることについて	20
議案第 5 6 号	損害賠償の額を定めることについて	23
議案第 5 7 号	四万十町税条例等の一部を改正する条例について	24
議案第 5 8 号	四万十町手数料条例の一部を改正する条例について	35
議案第 5 9 号	四万十町議会議員及び四万十町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について	37
議案第 6 0 号	高知県広域食肉センター事務組合規約の一部変更について	42
議案第 6 1 号	令和4年度四万十町一般会計補正予算(第3号)	別冊
議案第 6 2 号	令和4年度四万十町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)	別冊
議案第 6 3 号	令和4年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計補正予算(第1号)	別冊
議案第 6 4 号	令和4年度四万十町国民健康保険十和診療所特別会計補正予算(第1号)	別冊
議案第 6 5 号	令和4年度四万十町大道へき地診療所特別会計補正予算(第1号)	別冊
議案第 6 6 号	令和4年度四万十町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)	別冊
議案第 6 7 号	令和4年度四万十町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)	別冊
議案第 6 8 号	令和4年度四万十町特別養護老人ホーム窪川荘特別会計補正予算(第1号)	別冊
議案第 6 9 号	令和4年度四万十町特別養護老人ホーム四万十荘特別会計補正予算(第1号)	別冊
議案第 7 0 号	令和4年度四万十町下水道事業特別会計補正予算(第1号)	別冊
議案第 7 1 号	令和4年度四万十町水道事業会計補正予算(第1号)	別冊
認定第 1 号	令和3年度四万十町各会計歳入歳出決算の認定について	別冊

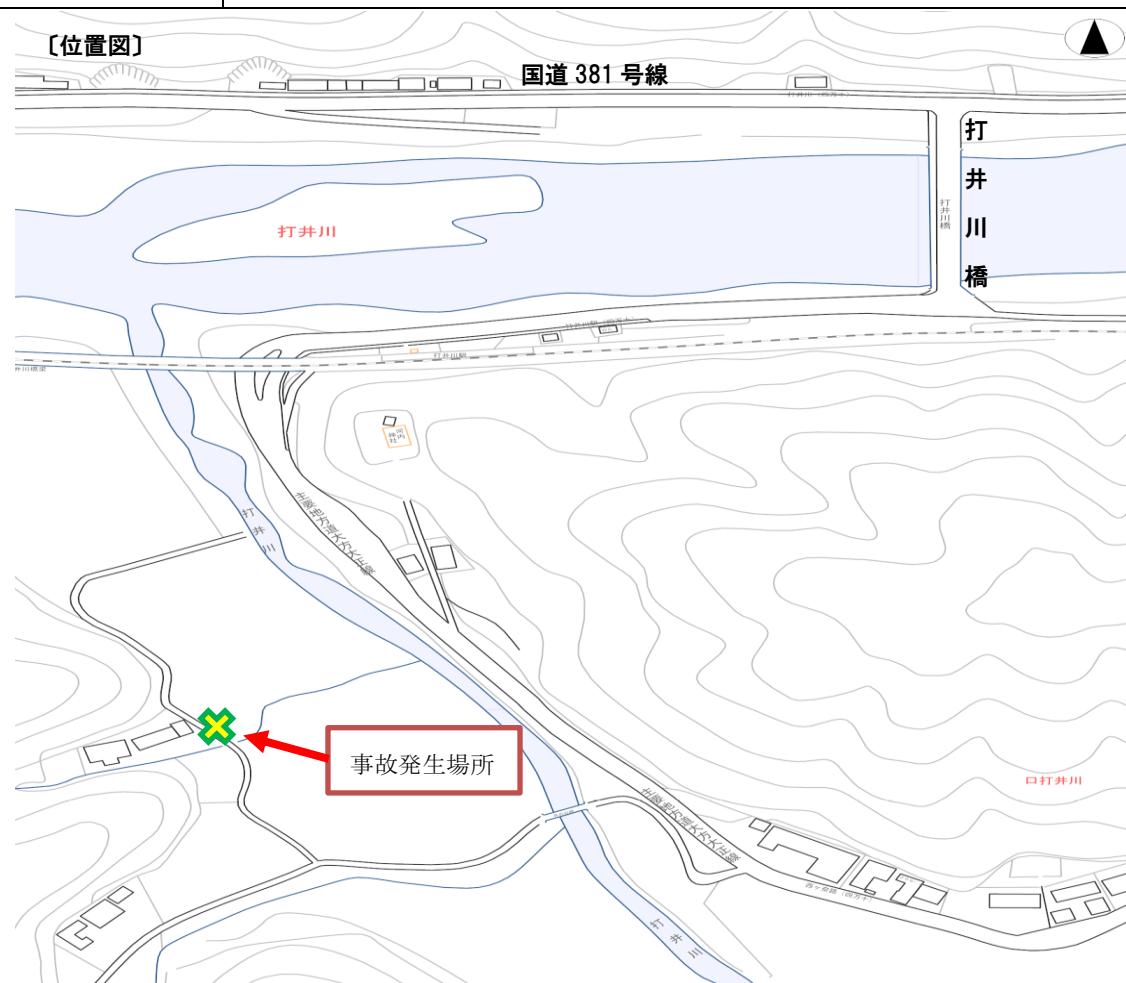
■報告第8号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）

【要旨】

町道で発生した自動車物損事故の損害について、相手方との示談が成立したため、国家賠償法第2条第1項に基づく賠償額を決定し、地方自治法第180条第1項及び地方自治法第180条第1項に基づく四万十町長専決処分事項第2項の規定により専決処分しましたので、同法同条第2項の規定により報告するものです。

【内容】

発 生 場 所	町道打井川線
概 要	令和4年7月4日午後4時頃、町道打井川線で道路が陥没し、走行中の自動車が損傷したもの。
専決処分日	令和4年8月25日
賠 償 金 額	164,000 円 内訳（車両修理費用、町の過失割合 10 割）
相 手 方	四万十町打井川 [redacted]



〔被害車両の損傷部位：右フロントフェンダー〕



〔陥没箇所：四万十町打井川 〇〇〇〇 〕



【根拠法令】

国家賠償法（抜粋）

（公の営造物の設置管理の瑕疵に基く損害の賠償責任・損害の責任者に対する求償権）

第 2 条 道路、河川その他の公の営造物の設置又は管理に瑕疵があったために他人に損害を生じたときは、国又は公共団体は、これを賠償する責に任ずる。

2 （略）

地方自治法（抜粋）

（議会の委任による専決処分）

第 180 条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

2 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

地方自治法第 180 条第 1 項に基づく四万十町長専決処分事項

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、町長において専決処分することのできる事項を次のとおり指定する。

1 （略）

2 法律上町の義務に属する損害賠償額の決定で、その額が 50 万円以下のもの

3～6 （略）

■報告第9号 健全化判断比率の報告について

■報告第10号 資金不足比率の報告について

【要旨】

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）により、令和4年度に算定した令和3年度決算に基づく健全化判断比率（「実質赤字比率」、「連結実質赤字比率」、「実質公債費比率」及び「将来負担比率」の4指標）及び資金不足比率を、監査委員の意見を付けて議会に報告するものです。

健全化判断比率及び資金不足比率（以下「健全化判断比率等」という。）とは、地方公共団体における財政の健全性を示す基準の一つで、地方公共団体の財政状況を統一的な指標で明らかにし、必要に応じて早期に是正を行うことにより、地方公共団体の財政破綻などを未然に防ぐことを目的としています。

なお、比率の算定にあたっては、比率の客観性及び正確性を確保する観点から、比率を議会に報告する前に監査委員の審査に付すこととされており、「地方公共団体の長は、毎年度、前年度の決算の提出を受けた後、速やかに各比率とその算定基礎事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該比率を議会に報告し、かつ公表しなければならない。」とされています。

また、各指標には財政規模などによって次のとおり基準が定められており、基準以上となった場合は計画の策定と自主的な改善努力による財政の健全化や、国等の関与による確実な再生が求められることになります。

※各指標とも、数値が低い（又は算定されない）ほど、財政状況が健全であることを示しています。

健全化判断 比 率	早期健全化 基 準	いずれかが早期健全化基準以上となった場合は、議会の議決を経て財政健全化計画を定め、自主的な改善努力による財政健全化が求められます。
	財 政 再 生 基 準	いずれかが財政再生基準以上となった場合は、いわゆる赤字再建団体となり、議会の議決を経て財政再生計画を定め、国等の関与による確実な再生が求められます。
資 金 不 足 比 率	経営健全化 基 準	経営健全化基準以上となった場合は、議会の議決を経て経営健全化計画を定め、自主的な改善努力による経営健全化が求められます。

【算定結果の概要】

本町における健全化判断比率等は、いずれも基準を下回っており、現時点では適正な水準にあるといえます。

なお、算定結果の詳細については、別添の公表資料「令和3年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率」のとおりとなっています。

注) 下表(1)(2)の早期(経営)健全化基準及び財政再生基準は、いずれも令和3年度決算に対する基準を表示しています。

(1) 健全化判断比率

指 標		四 万 十 町		早期健全化 基 準	財 政 再 生 基 準
		3 年度決算	2 年度決算		
健 全 化 判 断 比 率	① 実質赤字比率	— (▲ 6.19) %	— (▲ 4.40) %	13.45 %	20.00 %
	② 連結実質赤字比率	— (▲11.85) %	— (▲10.23) %	18.45 %	30.00 %
	③ 実質公債費比率	6.1 %	6.0 %	25.0 %	35.0 %
	④ 将来負担比率	— (▲81.9) %	— (▲ 84.6) %	350.0 %	

※1 「①実質赤字比率」及び「②連結実質赤字比率」は赤字がないため、また「④将来負担比率」については実質的な将来負担額がないため、いずれも「—」で表示しています。

※2 参考として、黒字比率等を下段 () 書きに▲で表示しています。

(2) 資金不足比率

指 標	公 営 企 業 会 計 名	四 万 十 町		経営健全化 基 準
		3 年度決算	2 年度決算	
⑤ 資 金 不 足 比 率	水 道 事 業 会 計	— %	— %	20.00 %
	下 水 道 事 業 特 別 会 計	— %	— %	
	農 業 集 落 排 水 事 業 特 別 会 計	— %	— %	

※3 資金不足額がないため「—」で表示しています。

■承認第5号 専決処分の承認を求めることについて(令和4年度四万十町一般会計補正予算(第2号))

【要旨】

本議案は、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により令和4年7月5日付けで専決処分に付した令和4年度四万十町一般会計補正予算第2号について、同条第3項の規定に基づき報告し、承認を求めるものです。

先の議会6月定例会で審議された令和4年度一般会計補正予算第1号の決定後において、台風4号による被害が生じたため、河川及び農業用水路への流入土砂等の撤去並びに浸水家屋のし尿処理運搬など、直ちに必要となる予算措置を講じました。

また、コロナ禍における国の原油価格・物価高騰等総合緊急対策として、令和4年度に新たに住民税非課税となった世帯及び新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和4年1月以降に家計が急変し住民税非課税世帯と同様の事情にある世帯に対して1世帯当たり10万円を、低所得の子育て世帯に対して児童1人当たり5万円をそれぞれ支給することが決定されたことから、支給対象世帯に速やかに給付するための予算措置を講じた結果、歳入歳出それぞれ7,000万円の追加計上となったものです。

【補正内容】

令和4年度四万十町一般会計補正予算(第2号)第1表歳入歳出予算補正及び第2表地方債補正に記載のとおり

【新型コロナウイルス対応関連事業一覧及び事業概要】

別紙のとおり

【地方債残高見込】

別紙のとおり

【根拠法令】

地方自治法(抜粋)

(専決処分)

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。ただし、第162条の規定による副知事又は副市町村長の選任の同意及び第252条の20の2第4項の規定による第252条の19第1項に規定する指定都市の総合区長の選任の同意については、この限りでない。

2 議会の決定すべき事件に関しては、前項の例による。

3 前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

4 (略)

☞ 新型コロナウイルス対応関連事業一覧

単位：千円

事業 区分	事業名	事業費					
		補正前		補正額		補正後	
			うち臨時交付金充当額		うち臨時交付金充当額		うち臨時交付金充当額
Ⅰ	感染拡大防止策と医療提供体制の整備	92,225	0	0	0	92,225	0
	新型コロナワクチン接種事業	92,225	0			92,225	0
Ⅱ	雇用の維持と事業の継続	150,500	150,342	0	0	150,500	150,342
	事業者経営支援事業	50,000	50,000			50,000	50,000
	雇用労働継続支援助成事業	100,000	99,842			100,000	99,842
	修学旅行中止等に伴う保護者負担支援事業	500	500			500	500
Ⅲ	経済活動の回復	103,663	85,945	55,796	0	159,459	85,945
	住民税非課税世帯等臨時特別支援事業	0	0	41,916	0	41,916	0
	低所得の子育て世帯生活支援特別給付金事業	0	0	13,880	0	13,880	0
	家計応援商品券事業	85,945	85,945			85,945	85,945
	ネット利活用特産品情報発信・販売事業	14,418	0			14,418	0
	松葉川温泉魅力化推進事業	3,300	0			3,300	0
Ⅴ	新たな日常への取組	36,489	36,489	0	0	36,489	36,489
	I C T教育推進事業	36,489	36,489			36,489	36,489
計		382,877	272,776	55,796	0	438,673	272,776

【参 考】新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金交付見込額

令和4年度予算計上可能額	297,909
限度額 - 予算計上額	25,133

(※) 当初限度額 1億8,683万1千円 + 追加交付分 1億1,107万8千円

令和4年度 7月専決補正予算資料（政策的な主要事業等の概要説明資料）

単位：千円

会計名		一般会計					款	3	項	1	目	1	目名	社会福祉総務費			
事業名		住民税非課税世帯等臨時特別支援事業										所管課名		町民課			
新・継	予算額	財源					内 訳					歳	出 予 算 内 訳				
		国	県	地方債	その他	一般財源	予算書頁	ページ	～	ページ							
既決	0	0	0	0	0	0						節	細節名称（ 予算書説明欄 ）	予 算 額			
今回	41,916	41,916				0						3	時間外手当	184			
計	41,916	41,916		0	0	0						10	消耗品費	71			
				0	0	0						11	通信運搬費	134			
■ 事業の目的(趣旨) 新型コロナウイルス感染症の影響により様々な困難に直面した方々の暮らしを速やかに支援する観点から、住民税非課税世帯に1世帯当たり10万円の給付金を支給する。 別添資料 頁 なし 【支給対象世帯】 次のいずれかに該当する世帯 ①令和4年度に新たに住民税非課税となった世帯 ②令和4年1月以降の家計急変世帯 【給付額】 1世帯当たり10万円																口座引落等手数料	44
															12	住民税非課税世帯等臨時特別給付金システム整備委託料	1,483
															18	住民税非課税世帯等臨時特別給付金	40,000
新型コロナウイルス感染症対応事業 Ⅲ 経済活動の回復																	
												歳	入 「 特 定 財 源 」	内 訳			
												国	子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金	41,916			
								</									

地方債の前々年度末における現在の高並びに前年度末及び当該年度末における現在の高の見込に関する調査

單位：千元

会 計 名	令和2年度末 現在 高	令和3年度末 現在 高	令和4年度中増減見込額		令和4年度末 現在高見込額
			令和4年度中 起 償 見 込 額	令和4年度中 元金償還見込額	
1. 一 般 会 計	18,577,532	18,348,565	2,460,300	1,790,706	19,018,159
2. 農業集落排水特別会計	102,894	89,055	3,700	15,636	77,119
3. 下水道特別会計	199,331	186,415	10,300	25,127	171,588
4. 大正診療所特別会計	270,992	256,110	112,800	28,063	340,847
5. 十和診療所特別会計	24,800	23,767	3,000	1,973	24,794
6. 四万十荘特別会計	0	3,900	0	0	3,900
7. 水道事業	3,763,677	3,479,688	80,900	345,318	3,215,270
全 会 計 合 計	22,939,226	22,387,500	2,671,000	2,206,823	22,851,677

〈参考〉一般会計のうち、「過疎対策債」及び「合併特例債」の状況

過 疎 対 策 債	[令和2年度]	[令和3年度]	[令和4年度]	[令和4年度末残高]
当該年度の起債(借入)額	990,500	908,100	1,505,800	
当該年度の元金償還額	694,664	743,743	610,186	7,115,438
		起債額のうち 翌年度への繰越分を除く ↓	起債予定額のうち 前年度からの繰越予定分を含む ↑	
合 併 特 例 債				
当該年度の起債(借入)額	307,200	46,700	80,200	
当該年度の元金償還額	679,988	851,134	438,625	3,701,308

(注) 各年度の起債(借入)額は翌年度への繰越を加味(実際の借入予定年度に計上)しているため、予算計上額とは異なる

👉 令和4年度「地方債」借入見込額及び充当先一覧

■一般会計／現年度分

單位：千円

起債目的	歳出予算科目			充 当 事 業 名	事 業 内 容 等	起 債 見 込 額 (限 度 額)		
	款	項	目			補 正 前	補 正 額	補 正 後
公 共 事 業 等 債	6	1	5	農村地域防災減災事業	県営地域ため池総合整備事業負担金	30,200		30,200
	公 共 事 業 等 債 計					30,200	0	30,200
公営住宅建設事業債	8	4	2	公営住宅建設事業	八木第1団地改築設計監理委託・工事	62,900		62,900
	公 営 住 宅 建 設 事 業 債 計					62,900	0	62,900
災害復旧事業債	11	1・2	—	現年発生補助災害復旧事業	公共土木施設・農林水産施設	49,100		49,100
				過年発生補助災害復旧事業	公共土木施設	20,600		20,600
				現年発生単独災害復旧事業	公共土木施設・農林水産施設	0	11,200	11,200
	災 害 復 旧 事 業 債 計					69,700	11,200	80,900
緊急自然災害防止対策事業債	6	1	5	笠ノ川ため池漏水対策事業	笠ノ川ため池漏水対策工事	10,000		10,000
	8	2	3	県道改良事業負担金	県道改良工事負担金	4,600		4,600
	8	3	1	河川維持管理費	元谷川土砂止擁壁設置工事	1,400		1,400
	8	3	2	がけ崩れ住家防災対策事業負担金	がけ崩れ住家防災対策工事	26,700		26,700
				急傾斜地崩壊対策事業負担金	県営急傾斜地崩壊対策事業負担金	1,400		1,400
	8	3	3	周辺整備事業	高速道路周辺整備工事	12,500		12,500
	9	1	5	急傾斜地崩壊対策事業負担金	県営急傾斜地崩壊対策事業負担金（二次避難所）	4,000		4,000
緊 急 自 然 災 害 防 止 対 策 事 業 債 計						60,600	0	60,600
緊急防災・減災事業債	8	5	1	古見川浸水対策事業	古見川浸水対策工事（大型防災倉庫整備）	186,900		186,900
	9	1	5	津波避難対策推進事業	興津地区津波対策高台用地整備	4,700		4,700
				防災施設整備事業	自家給油施設整備設計監理委託・工事	25,700		25,700
					二次避難所ガス発電機設置工事・備品購入・運搬費	13,300		13,300
					津波避難タワー耐浪性整備工事	9,600		9,600
	緊 急 防 災 ・ 減 災 事 業 債 計						240,200	0
公共施設等適正管理推進事業債	8	2	2	町道長寿命化事業	道路維持補修工事	72,000		72,000
公 共 施 設 等 適 正 管 理 推 進 事 業 債 計						72,000	0	72,000
過疎対策事業債	2	1	3	ふれ愛健康広場整備事業	フェンス設置工事	2,400		2,400
	2	1	5	ケーブルシステム機器整備事業	インターネットシステム再構築委託	11,000		11,000
	2	1	6	移住定住促進事業	中間管理住宅整備設計監理委託・工事	33,900		33,900
	3	1	8	高齢者生活福祉センター改修事業	昇降機改修設計監理委託・工事	17,500		17,500
	4	2	2	塵芥収集車購入事業	塵芥収集車購入	8,800		8,800
	6	1	2	総合交流拠点施設厨房等改修事業	厨房等改修設計委託	400		400
	6	1	3	農業競争力強化基盤整備事業負担金	農業競争力強化基盤整備事業負担金	12,100		12,100
				競争力強化生産総合対策事業	競争力強化生産総合対策事業補助金	48,000		48,000
	6	1	4	新食肉センター整備負担金	新食肉センター整備負担金	54,700		54,700
	6	1	5	土地改良事業	県営土地改良事業負担金	10,400		10,400
				農地耕作条件改善事業	農地耕作条件改善工事	9,000		9,000
	6	2	5	林道維持管理費	林道橋梁修繕設計委託・工事	23,100		23,100
					林道トンネル修繕工事	4,900		4,900
	7	1	3	松葉川温泉改修事業	松葉川温泉改修工事	1,200		1,200
				ホビー館改修事業	ホビー館改修工事	3,500		3,500
				三島キャンプ場改修事業	用地購入・移転補償	5,400		5,400
	7	1	5	きらら大正改修事業	空調設備改修工事、トイレ改修工事	1,900		1,900
	8	1	1	緑林公園改修事業	せせらぎ改修設計委託・工事、トイレ改修監理委託・工事	71,000		71,000
	8	2	3	町道改良事業	20路線	222,500		222,500
				橋梁修繕及び耐震補強事業	橋梁修繕	86,900		86,900
				高速道路周辺整備事業	高速道路周辺整備工事	52,500		52,500
	8	4	2	定住住宅建設事業	用地造成設計委託・用地購入	8,100		8,100
	9	1	2	高幡消防組合負担金	救急車整備、耐震性貯水槽整備	11,900		11,900
	9	1	4	消防施設整備事業	消防ポンプ車購入	21,100		21,100
	10	2	1	小学校大規模改修事業	調査委託	3,300		3,300
				小学校トイレ改修事業	トイレ改修調査委託・監理委託・工事	78,100		78,100
				小学校屋内運動場改修事業	屋内運動場改修調査委託・設計委託	700		700
				小学校特別教室空調整備事業	空調改修調査委託・設計委託	20,200		20,200
	10	3	1	中学校トイレ改修事業	トイレ改修調査委託・設計委託	1,800		1,800
				中学校特別教室空調整備事業	空調改修調査委託・設計委託	4,600		4,600
	10	4	4	移動図書館整備事業	移動図書館車両購入	5,300		5,300
	10	4	5	窪川四万十会館改修事業	窪川四万十会館改修工事	14,700		14,700
10	5	1	丸山体育館改修事業	丸山体育館改修監理委託・工事	24,800		24,800	
			窪川運動場改修事業	窪川野球場改修設計監理・工事	20,100		20,100	
		3	B＆G海洋センター浄化槽改修事業	合併処理浄化槽改修設計監理委託・工事	15,900		15,900	
10	5	2	大正給食センター厨房機器整備事業	厨房機器入替工事	14,800		14,800	
過 疎 対 策 事 業 債 [ハ ー ド 分] 計						926,500	0	926,500
ソフト分	2	1	3	過疎地域持続的発展特別事業基金造成事業	過疎地域持続的発展特別事業基金造成	186,100		186,100
	7	1	3	道の駅電光掲示板解体撤去	解体工事	1,000		1,000
				轟公園遊具解体撤去	解体工事	4,200		4,200
	8	2	3	橋梁一括点検調査事業	橋梁一括点検調査委託	33,400		33,400
				トンネル長寿命化事業	トンネル長寿命化計画策定委託	1,100		1,100
過 疎 対 策 事 業 債 [ソ フ ト 分] 計						225,800	0	225,800
過 疎 対 策 事 業 債 計						1,152,300	0	1,152,300
臨時財政対策債	—	—	—	臨時財政対策債	※一般財源のため充当事業なし	118,400		118,400
				臨 時 財 政 対 策 債 計		118,400	0	118,400
一 般 会 計 ／ 現 年 度 分 借 入 見 込 額 計						1,806,300	11,200	1,817,500

【参 考】

一般會計／繰越分 借入見込額計	642,800
本年度「公債費(元金償還金)」見込額	1,790,706
本年度「地方債増減」見込額	669,594
本年度末「地方債残高」見込額	19,018,159

■議案第51号 日乃出橋橋梁修繕工事請負契約の一部を変更する契約の締結について

【要旨】

令和3年12月15日に議決を経た日乃出橋橋梁修繕工事請負契約の一部を変更する契約を締結するため、四万十町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年四万十町条例第47号）第2条の規定により議会の議決を求めるものです。

【請負契約締結内容】

工 事 名	令和3年度 道メ補 第1-1-10号 日乃出橋橋梁修繕工事
工 事 場 所	四万十町 榊山町 地内
請 負 代 金 額	〔変更前〕 45,115,400 円（ 4,101,400 円） 〔変更後〕 51,480,000 円（ 4,680,000 円） 〔増減額〕 6,364,600 円（ 578,600 円） （ ）内は、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
契 約 の 相 手 方	四万十町平串 584 番地 有限会社三浦建設 代表取締役 三浦 新平

【主な変更内訳】

項 目	変更理由
断面修復工 （ポリマーセメントモルタル）	上部工の断面修復工を行ったところ、橋桁コンクリートの損傷部が新たに確認され、橋桁の断面修復工の増加が生じたため。

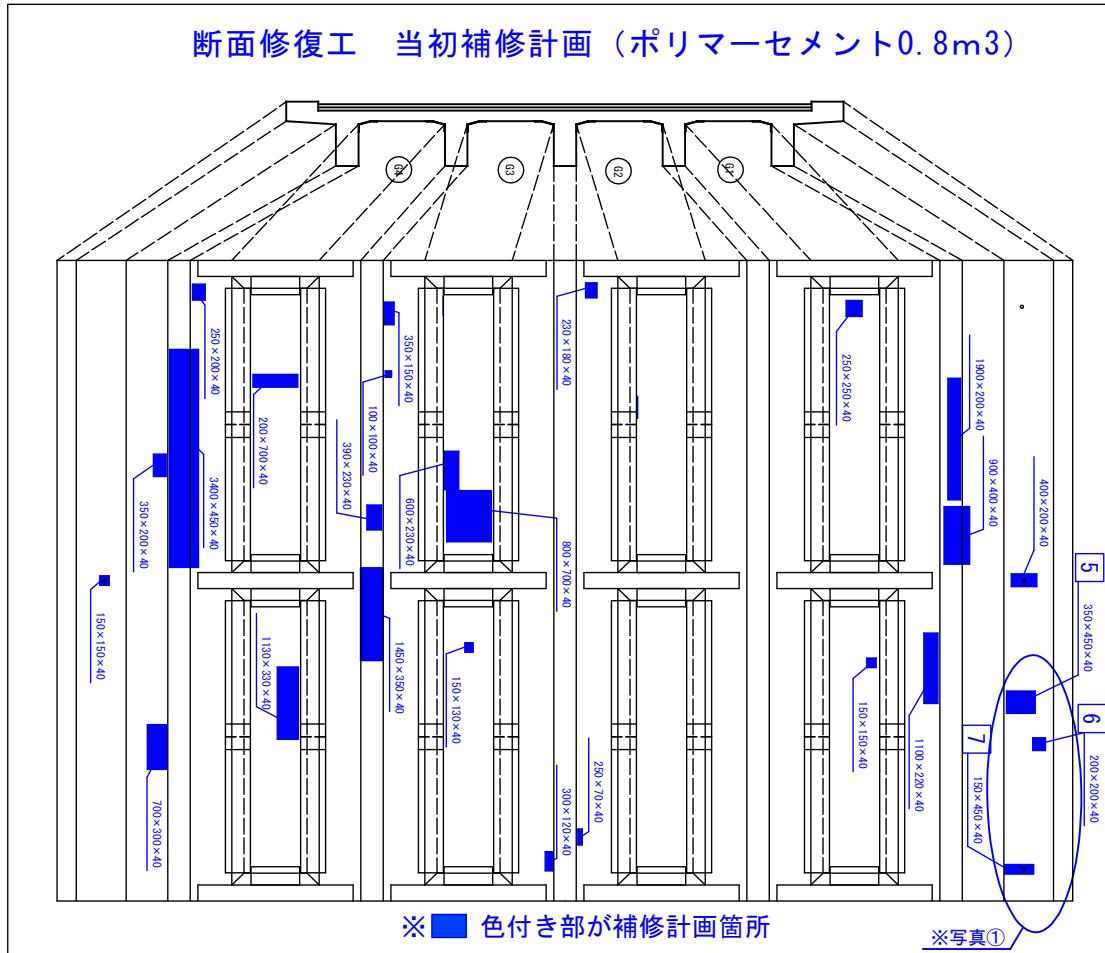
【根拠法令】

四万十町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（抜粋）

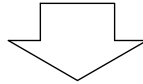
（議会の議決に付すべき契約） 第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により 議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格5,000万円以上の工事又は 製造の請負とする。

第3径間 上部工展開図

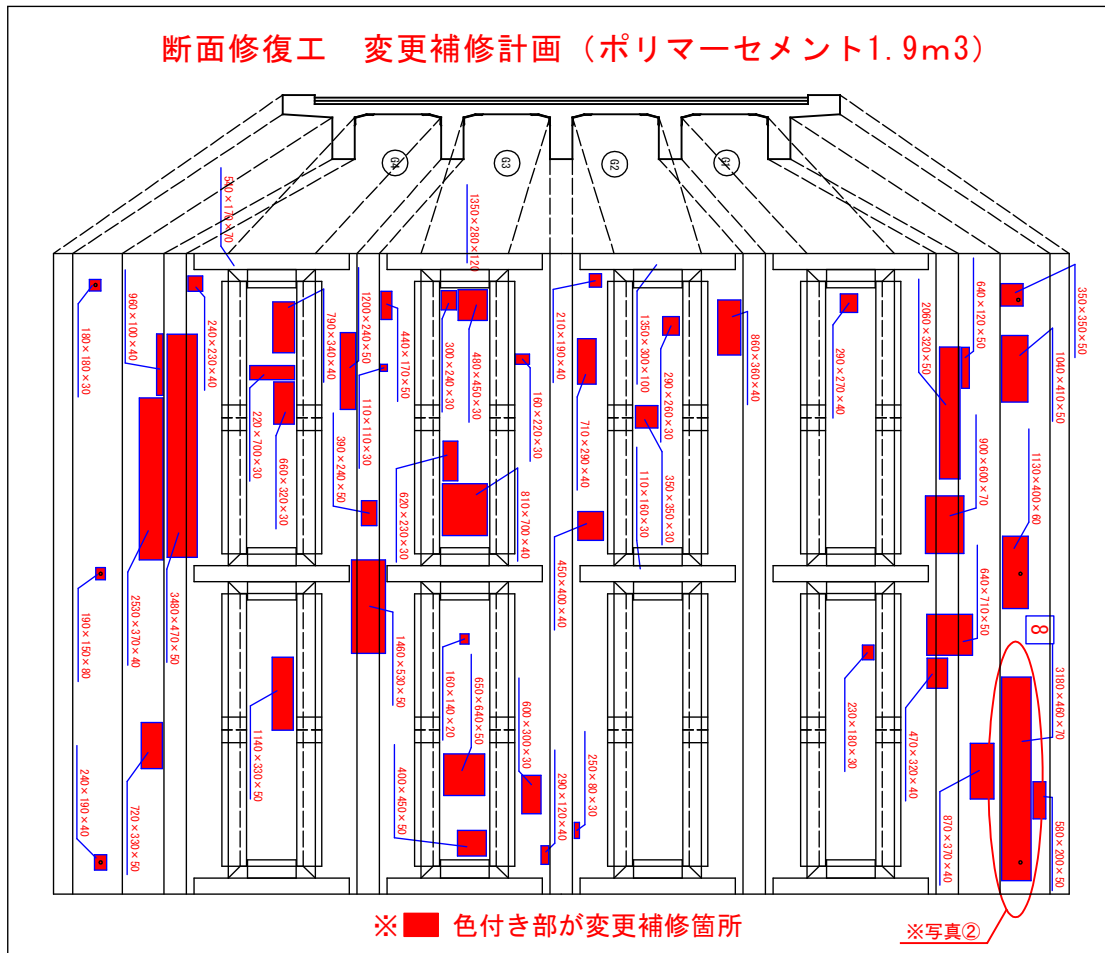
断面修復工 当初補修計画（ポリマーセメント0.8m³）



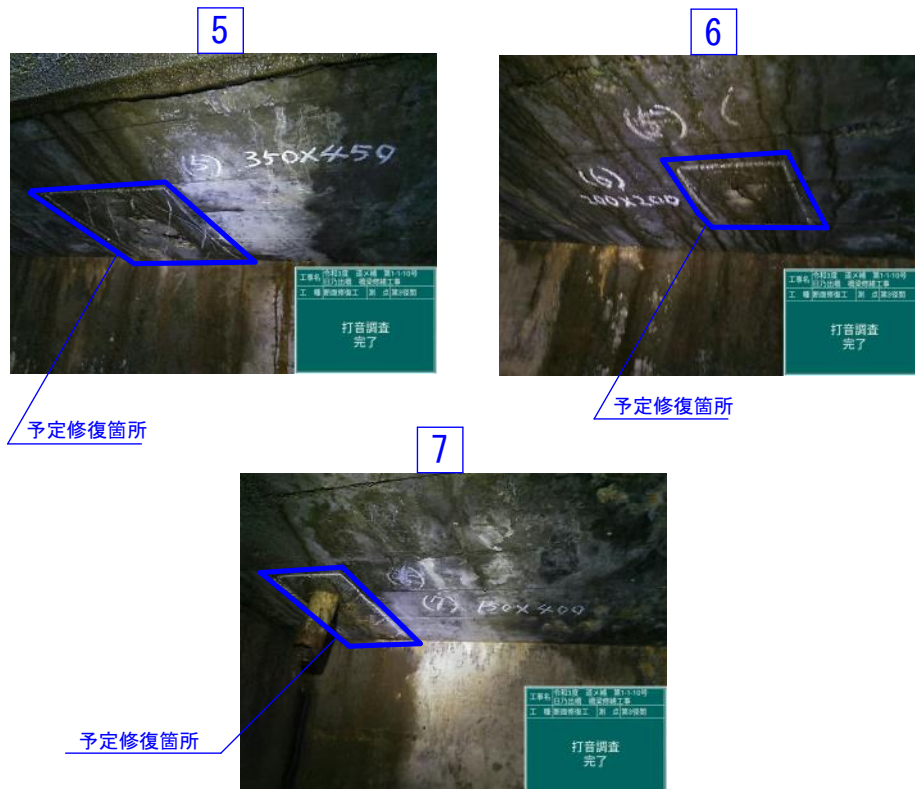
現地精査の結果、補修の厚さ及び範囲が変更



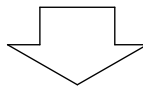
断面修復工 変更補修計画（ポリマーセメント1.9m³）



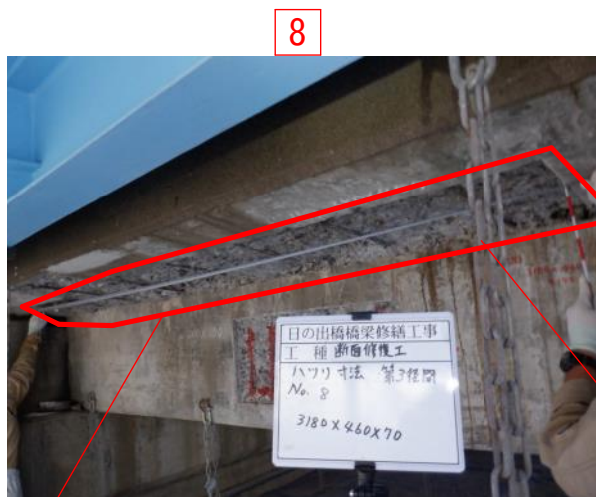
当初補修計画 ※写真①



現地精査の結果、補修の厚さ及び範囲が変更

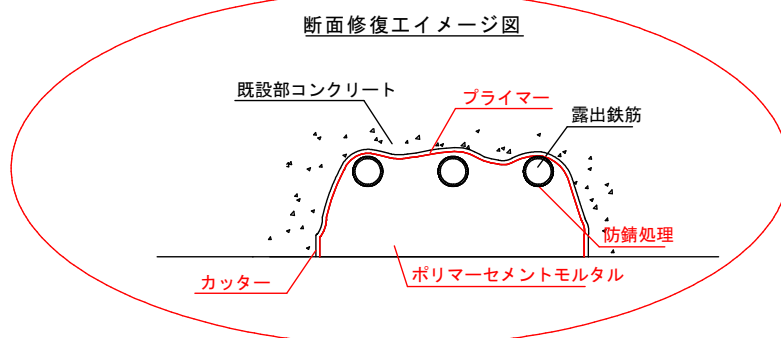


変更補修計画 ※写真②



変更修復箇所

断面修復イメージ図



■議案第52号 大正診療所防災・減災・低炭素化設備整備工事（電気設備）請負契約の締結について

【要旨】

現在の大正診療所は平成17年に新築され築17年が経過しようとしています。老朽化の進む電気設備について、今回の工事により太陽光発電による蓄電池を備えた設備や省エネ化するためLED照明に更新し、災害時にも重要な医療救護施設の機能が維持できるようにするものです。

本議案は、一般競争による入札の結果、落札した下記事業者と工事請負契約を締結するため、四万十町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年四万十町条例第47号）第2条の規定により議会の議決を求めるものです。

【工事請負契約締結内容】

工 事 名	四万十町国民健康保険大正診療所 防災・減災・低炭素化設備整備工事（電気設備）
工 事 場 所	四万十町 大正 地内
契 約 金 額	76,450,000 円 （うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 6,950,000 円）
契約の相手方	四万十町下呉地 313 岡山電気株式会社 代表取締役 岡山 行春
工 期	議決日の翌日から令和5年1月20日
工 種	電気設備

【根拠法令】

四万十町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（抜粋）

（議会の議決に付すべき契約）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

入 札 記 録			
工 事 名	四万十町国民健康保険大正診療所 防災・減災・低炭素化設備整備工事（電気設備）		
工 事 番 号			
入 札 区 分	一般競争入札（地域密着型）		
入 札 日 時	令和4年8月25日 午前9時30分		
入 札 場 所	四万十町役場 西庁舎3階 会議室3A		
予 定 価 格 ①	83,083,000 円	最低制限価格	76,435,700 円
落札決定金額 ②	76,450,000 円	落札率	②／①＝ 92.01%
契 約 金 額	76,450,000 円	内取引に係る消費税及び地方消費税額 6,950,000 円	
請 負 者 名	高岡郡四万十町下呉地313 岡山電気 株式会社		
契 約 保 証 金			
業 者 名	第 1 回	備 考	
岡山電気(株)	76,450,000 円	落	
是信電設(株)	無効 円	入札心得第11条の2による無効	
(株)日化住宅機器	無効 円	入札心得第11条の2による無効	
山本電工	辞退 円		
(株)芝電気工事店	辞退 円		
日興電設(株)四万十町営業所	失格 円	入札心得第11条第1項（8）による失格	
(有)国沢組	辞退 円		
(有)土居電気工事	無効 円	入札心得第11条の2による無効	
備 考	金額は全て消費税及び地方消費税額を含んだものです。		

■議案第53号 医用情報管理システムの売買契約の締結について

【要旨】

大正診療所で撮影したエックス線画像等について、高知医療センター放射線科等の医師に読影していただくため、画像を伝送する医用情報管理システムを導入しておりますが、導入後 17 年が経過しようとしています。その間、機器の高性能化が進み画像データが大きくなり、今後撮影するデータ保存に制限がある状況となっておりますので、画像を保存するためのデータサーバを大容量化するため更新するものです。

本議案は、指名競争による入札の結果、落札した下記事業者と売買契約を締結するため、四万十町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 18 年条例第 47 号）第 3 条の規定により議会の議決を求めるものです。

【売買契約締結内容】

契 約 件 名	四万十町国保大正診療所 医用情報管理システム購入事業
契 約 金 額	7,920,000 円 （うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 720,000 円）
契約の相手方	南国市伊達野 501 中澤氏家薬業株式会社 代表取締役社長 中澤 光二郎
納 入 場 所	四万十町 大正診療所 内
納 期	議決日の翌日から令和 4 年 12 月 31 日まで

【根拠法令】

四万十町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（抜粋）

（議会の議決に付すべき財産の取得又は処分）

第 3 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 8 号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格 700 万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、1 件 5,000 平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

入 札 記 録			
事 業 名	四万十町国保大正診療所 医用情報管理システム購入事業		
入 札 区 分	指名競争入札		
入 札 日 時	令和4年8月25日 午前11時30分		
入 札 場 所	四万十町役場 西庁舎3階 会議室3A		
予 定 価 格①	8,800,000 円	最低制限価格	円
落札決定金額②	7,920,000 円	落札率	②／①＝ 90.00%
契 約 金 額	7,920,000 円	内取引に係る消費税及び地方消費税額	720,000 円
請 負 者 名	南国市伊達野501 中澤氏家薬業 株式会社		
契 約 保 証 金			
業 者 名	第 1 回		備 考
四国医療器(株) 高知支店	8,580,000 円		
中澤氏家薬業(株)	7,920,000 円	落	
富士フイルムメディカル(株) 四国支社	辞退 円		
(株)アステイス 高知営業部	辞退 円		
日進商事(株)	辞退 円		
備 考	金額は全て消費税及び地方消費税額を含んだものです。		

■議案第54号 小型動力ポンプ付積載車の売買契約の締結について

【要旨】

高幡消防組合四万十消防団は、本部と18分団で組織され、火災・災害時の出動や訓練、火災予防運動などの活動を行っています。

各分団には、それぞれ消防車両を配備し、計画的に更新整備することとしており、本年度においては、窪川分団の小型動力ポンプ付積載車が平成6年12月の初度登録から28年が経過するため更新を行います。

本議案は、指名競争による入札の結果、落札した下記事業者と売買契約を締結するため、四万十町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年条例第47号）第3条の規定により議会の議決を求めるものです。

【売買契約締結内容】

契 約 件 名	令和4年度 四万十消防団 小型動力ポンプ付積載車整備事業	
契 約 金 額	12,617,000 円 （うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 1,147,000 円）	
契約の相手方	高知市春野町仁ノ1549番地 株式会社中村防災サービス 代表取締役 中村 彰宏	
納 入 場 所	四万十町 古市町 地内	
購 入 備 品	車両本体	・ダブルキャブ 4WD ディーゼルエンジン オートマティクトランスミッション（AT）
	艀装	・車載型デジタル簡易無線機 ・赤色警光灯、拡声器付電子サイレン ・離脱式車両バッテリー用自動充電器 ・各種資機材取付装置
	付属品及び 取付品	・B-2型小型動力ポンプ ・小型動力ポンプ用充電器 ・管鎗、消防ホース、消火栓開閉金具等消火用資機材 ・ポータブル発電機、コードリール等

【根拠法令】

四万十町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（抜粋）

（議会の議決に付すべき財産の取得又は処分）

第3条 地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格700万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

入 札 記 録			
事 業 名	令和４年度 四万十消防団小型動力ポンプ付積載車整備事業		
入 札 区 分	指名競争入札		
入 札 日 時	令和４年８月４日 午前１１時３０分		
入 札 場 所	四万十町役場 西庁舎３階 会議室３Ａ		
予 定 価 格①	13,046,000 円	最低制限価格	
落札決定金額②	12,617,000 円	落札率	②／①＝ 96.71%
契 約 金 額	12,617,000 円	内取引に係る消費税及び地方消費税額 1,147,000 円	
請 負 者 名	高知市春野町仁ノ１５４９番地 株式会社 中村防災サービス 代表取締役 中村 彰宏		
契 約 保 証 金			
業 者 名	第 1 回		備 考
(有)共栄防災設備	12,727,000 円		
(株)クロイワ	12,727,000 円		
高知消防システム(株)	12,848,000 円		
サンポウ防災(有)	12,628,000 円		
(有)四国消防機材	12,749,000 円		
(株)中村防災サービス	12,617,000 円	落	
(株)藤島	12,650,000 円		
備 考	金額は全て消費税及び地方消費税額を含んだものです。		

■議案第55号 損害賠償の額を定めることについて

【要旨】

本議案は、令和3年度に町が施工した「旧商工会館窪川本所解体撤去工事」に伴う振動により隣接住宅に与えた損害を賠償するため、その損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第13号の規定により議会の議決を求めるものです。

【事案の概要】

当該工事は、築48年経過した旧商工会館の老朽化が著しく耐震性も基準に達していないことから危険な状態にあり、新たな地域交流拠点としての機能を備えたコワーキングスペースを整備するため、令和3年度に解体したものです。

施工に際しては、周辺に住宅が密集していることから令和3年5月に工事損失の事前調査を、工事完了後の令和4年2月に事後調査を実施しています。事後調査の結果、工事の振動を原因とする隣接住宅1棟に複数箇所の損傷が確認されたため、その損害を賠償するものです。

なお、損害賠償額については、国土交通省が定める「公共事業に係る工事の施行に起因する地盤変動により生じた建物等の損害等に係る事務処理要領」を準用し、算定しています。

【発生場所等】

発生場所	四万十町本町 [REDACTED]
損害賠償の額	524,390 円（家屋1棟分）
相手方	四万十町本町 [REDACTED] [REDACTED]

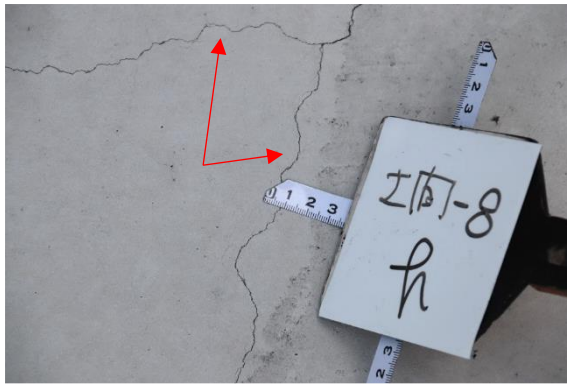
【損害状況の一例】



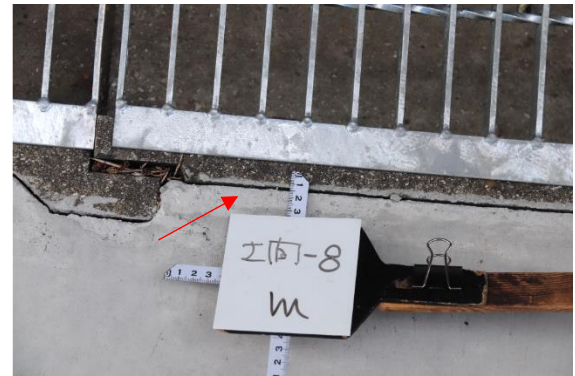
【事前】ブロック塀（目地割 1mm）



【事後】ブロック塀（目地割 4mm）
（振動により隙間が 3mm 拡大）



土間（新規クラック発生）



土間（振動により隙間が2mm発生）

【損害賠償額の算定根拠】

木造平家建

名称		摘要	金額(円)
A	直接工事費		
1	仮設工事		68,417
2	基礎工事	基礎クラック補修	1,817
3	土間工事	目地切れ補修、土間コンクリートクラック補修等	93,038
4	塀工事	コンクリートブロック積・化粧目地・撤去等	133,788
	(直接工事費 計)		297,060
5	諸経費		102,400
	(工事費 計)		399,460
B	廃材運搬費		
1	廃材運搬費	コンクリートブロック殻等	29,890
2	諸経費		10,300
	(廃材運搬費 計)		40,190
C	廃材処分費	コンクリートブロック殻等	9,614
D	小計 (A+B+C)		449,264
E	消費税相当額	10%	44,926
F	その他経費	業者選定契約、監督等(消費税対象外)	30,200
	合計		524,390
費用負担額			524,390

【根拠法令】

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）抜粋

（議決事件）

第 96 条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

（１）～（１２） （略）

（１３） 法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること。

（１４）・（１５） （略）

■議案第56号 損害賠償の額を定めることについて

【要旨】

本議案は、令和4年6月13日に公用車交通事故による一般国道56号の道路附属物の損害を賠償するため、その損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第13号の規定により議会の議決を求めるものです。

【事案の概要】

令和4年6月13日午後2時頃、本町職員が、四万十市からの帰庁途中に、一般国道56号片坂バイパスを通行中に対向車線に進入し、トンネル内の縁石に衝突したため、道路附属物（ワイヤーロープ、端末支柱、固定式衝撃緩衝装置）が損傷したものです。

【発生場所等】

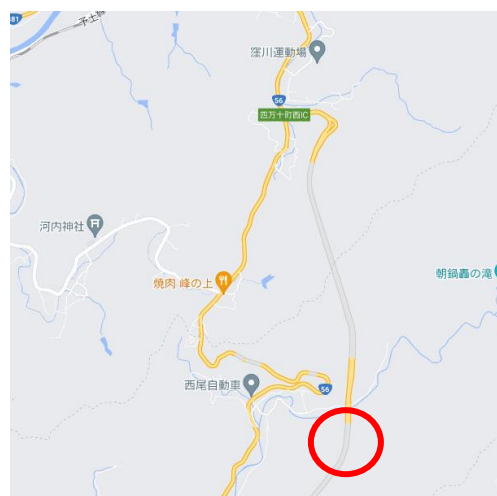
発生場所	高知県幡多郡黒潮町市野瀬 地先（片坂バイパス）
損害賠償の額	1,422,382 円
相手方	四万十市右山 2033-14 国土交通省四国地方整備局 中村河川国道事務所

【損害状況の一例】

＜道路附属物損害＞



＜事故現場＞



【根拠法令】

地方自治法（昭和22年法律第67号）抜粋

（議決事件）

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

（1）～（12） （略）

（13） 法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること。

（14）・（15） （略）

■議案第57号 四万十町税条例等の一部を改正する条例について

【要旨】

地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）、地方税法施行令等の一部を改正する政令（令和4年政令第133号）及び地方税法施行規則等の一部を改正する省令（令和4年総務省令第27号）が令和4年3月31日に公布されたことに伴い、関係する四万十町税条例等の一部を改正するものです。

【主な改正内容】

1. 個人住民税

- (1) 個人住民税における住宅ローン控除の適用について、所得税の見直しに伴い、対象となる居住年を令和7年（改正前：令和3年）まで延長するとともに、適用年の各年において、住宅ローン控除可能額のうち所得税額から控除しきれない額を、控除限度額の範囲内で個人住民税額から控除する措置について見直しを行います。

施行日 令和5年1月1日

〔参考〕住宅ローン控除の対象となる居住年の延長

改正前	改正後
居住年が令和3年12月までのもの	居住年が令和7年12月までのもの

〔参考〕住宅ローン控除の見直しの概要（新築住宅の場合の例）

			改正前	改正後	
				居住年	
				令和4・5年	令和6・7年
所得 税	借入限度額	認定住宅	5,000万円	5,000万円	4,500万円
		一般住宅	4,000万円	3,000万円	2,000万円
	控除率		1.0%	0.7%	
	控除期間	認定住宅	10年又は13年	13年	
		一般住宅		13年	10年
	所得要件		3,000万円以下	2,000万円以下	
個人 住 民 税	控除限度額		所得税の課税総所得 金額の7% (上限額13.65万円)	所得税の課税総所得 金額の5% (上限額9.75万円)	

※「認定住宅」とは、認定長期優良住宅及び認定低炭素住宅をいいます。

※改正に伴う減収分は全額国費で補填されます。

- (2) 上場株式等の配当所得等に係る課税方式について、これまで所得税と個人住民税において異なる方式が選択可能となっていたものを、所得税と一致させる措置を講ずるものです。

施行日 令和6年1月1日

2. 固定資産税

固定資産税課税台帳記載事項証明書の交付等について、DV被害者等に対する支援措置として、DV被害者等の住所の記載を削除する等の措置が可能である旨を明確化するものです。

施行日 令和6年4月1日

【新旧対照表】

別紙のとおり

四万十町税条例等の一部を改正する条例 新旧対照表

第1条による改正（平成18年四万十町条例第53号）

改正後	改正前
(納税証明書の交付手数料) 第18条の4 法第20条の10に規定する納税証明書の交付する者は、手数料を納付しなければならない。 2・3 略 (所得割の課税標準) 第33条 略 2・3 略 4 前項の規定は、前年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。 _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ 5 略 6 前項の規定は、前年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。 _____ _____ _____	(納税証明書の交付手数料) 第18条の4 法第20条の10に規定する納税証明書の交付する者は、手数料を納付しなければならない。 2・3 略 (所得割の課税標準) 第33条 略 2・3 略 4 前項の規定は、特定配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特定配当等申告書（町民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。）に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるとき（特定配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。）は、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると町長が認めるときは、この限りでない。 (1) 第36条の2第1項の規定による申告書 (2) 第36条の3第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。） 5 略 6 前項の規定は、特定株式等譲渡所得金額に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特定株式等譲渡所得金額申告書（町民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。）に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるとき（特定株式等譲渡所得金額申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。）

改正後	改正前
_____ _____ _____ _____ _____ _____ _____	は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については適用しない。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると町長が認めるときは、この限りでない。 (1) 第36条の2第1項の規定による申告書 (2) 第36条の3第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）
(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除) 第34条の9 所得割の納税義務者が、第33条第4項に規定する<u>確定申告書</u>に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった特定配当等の額について法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課された場合又は同条第6項に規定する<u>確定申告書</u>に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となった特定株式等譲渡所得金額について同節第6款の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の3を乗じて得た金額を、第34条の3及び前3条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。	(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除) 第34条の9 所得割の納税義務者が、第33条第4項に規定する<u>特定配当等申告書</u>に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった特定配当等の額について法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課された場合又は同条第6項に規定する<u>特定株式等譲渡所得金額申告書</u>に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となった特定株式等譲渡所得金額について同節第6款の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の3を乗じて得た金額を、第34条の3及び前3条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。
2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかった金額があるときは、当該控除することができなかった金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかった金額を還付し、又は当該納税義務者の同項の<u>確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度の個人の県民税</u>若しくは町民税に充当し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する。	2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかった金額があるときは、当該控除することができなかった金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかった金額を還付し、又は当該納税義務者の同項の<u>申告書に係る年度の個人の県民税</u>若しくは町民税に充当し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する。
3 略 (町民税の申告) 第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、町長が定める様式による申告書を町長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受け	3 略 (町民税の申告) 第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、町長が定める様式による申告書を町長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受け

改正後	改正前
ている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（<u>所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないもの</u>に係るものを除く。）若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第24条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の（二）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。 2 前項の規定により申告書を町長に提出すべき者のうち、前年の合計所得金額が基礎控除額、配偶者控除額及び扶養控除額の合計額以下である者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄に掲げる者を除く。）が提出すべき申告書の様式は、施行規則<u>第2条第3項ただし書</u>の規定により、町長の定める様式による。 3～9 略	ている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（<u>所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者</u>に係るものを除く。）若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第24条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の（二）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。 2 前項の規定により申告書を町長に提出すべき者のうち、前年の合計所得金額が基礎控除額、配偶者控除額及び扶養控除額の合計額以下である者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄に掲げる者を除く。）が提出すべき申告書の様式は、施行規則<u>第2条第4項ただし書</u>の規定により、町長の定める様式による。 3～9 略
（個人の町民税に係る給与所得者の<u>扶養親族等申告書</u>） 第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で町内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、町長に提出しなければならない。 （1）略 （2）<u>所得割の納税義務者（合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第313条第3項に規定する青色事業</u>	（個人の町民税に係る給与所得者の<u>扶養親族申告書</u>） 第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で町内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、町長に提出しなければならない。 （1）略

改正後	改正前
専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。)の氏名 (3)・(4) 略 2～5 略	(2)・(3) 略 2～5 略
(個人の町民税に係る公的年金等受給者の<u>扶養親族等申告書</u>) 第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、<u>特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。)に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。))をいう。第2号において同じ。))又は扶養親族(控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有しない者を除く。))を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。))で町内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。))から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、町長に提出しなければならない。</u> (1) 略 (2) <u>特定配偶者の氏名</u> (3)・(4) 略 2～5 略	(個人の町民税に係る公的年金等受給者の<u>扶養親族申告書</u>) 第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、<u>扶養親族(控除対象扶養親族(以下この条において「公的年金等受給者」という。))で町内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。))から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、町長に提出しなければならない。</u> (1) 略 (2)・(3) 略 2～5 略
(固定資産課税台帳の閲覧の手数料) 第73条の2 法第382条の2に規定する固定資産課税台帳の<u>閲覧(法第382条の4に規定する固定資産課税台帳に住所に代わる事項の記載をしたものの閲覧を含む。))の手数料</u>は、手数料条例に定める額とする。ただし、法第416条第3項又は第419条第8項の規定により公示した期間において納税義務者の閲覧に供する場合には、手数料を徴しない。	(固定資産課税台帳の閲覧の手数料) 第73条の2 法第382条の2に規定する固定資産課税台帳の<u>閲覧の手数料</u> は、手数料条例に定める額とする。ただし、法第416条第3項又は第419条第8項の規定により公示した期間において納税義務者の閲覧に供する場合には、手数料を徴しない。

改正後	改正前
(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例) 第17条の2 略 2 略 3 第1項（前項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第37条まで、第34条から第35条の3まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで、<u>又は第37条の8</u>の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。 (特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例) 第20条の2 略 2・3 略 4 前項後段の規定は、<u>特例適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。</u> _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ 5 略 (条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例) 第20条の3 略	(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例) 第17条の2 略 2 略 3 第1項（前項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第37条まで、第34条から第35条の3まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで、<u>第37条の8又は第37条の9</u>の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。 (特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例) 第20条の2 略 2・3 略 4 前項後段の規定は、<u>特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特例適用配当等申告書（町民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。）に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（特例適用配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。）に限り、適用する。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると町長が認めるときは、この限りでない。</u> (1) 第36条の2第1項の規定による申告書 (2) 第36条の3第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。） 5 略 (条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例) 第20条の3 略

改正後	改正前
(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例) 第25条 所得割の納税義務者が、前年中に新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号）第5条第4項に規定する指定行事のうち、町長が指定するものの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第34条の7の規定を適用する。	(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例) 第25条 所得割の納税義務者が、前年中に新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号）<u>次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。</u>）第5条第4項に規定する指定行事のうち、町長が指定するものの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第34条の7の規定を適用する。 <u>（新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例）</u> 第26条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。 2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条の2第1項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは「令和17年度」と、「令和3年」とあるのは「令和4年」とする。

第2条による改正（四万十町税条例の一部を改正する条例（令和3年条例第23号））	
改正後	改正前
四万十町税条例（平成18年四万十町条例第53号）の一部を次のように改正する。 （中略） 第36条の3の3第1項中「<u>扶養親族（「年齢16歳未満の者又は」を加え、「有しない者を除く」を「有する者」に限る）</u>に改める。 （後略）	四万十町税条例（平成18年四万十町条例第53号）の一部を次のように改正する。 （中略） 第36条の3の3第1項中「<u>控除対象扶養親族を除く</u>」を「<u>年齢16歳未満の者</u>」に限る」に改める。 （後略）

■議案第58号 四万十町手数料条例の一部を改正する条例について

【要旨】

令和4年6月1日に、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）が施行され、法律の一部が改正されたことにより、犬にマイクロチップを装着し公益社団法人日本獣医師会に情報登録すれば、狂犬病予防法の特例として犬の登録とみなされることになりました。このことにより、登録を完了した犬の登録手数料については徴収しないこととするため、本町で手数料を規定する本条例を改正するものです。

【改正内容】

条例別表中の犬の登録については、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第39条の7第2項の規定による登録を除くものとします。

【施行期日】

公布の日

【新旧対照表】

別紙のとおり

【根拠法令】

動物の愛護及び管理に関する法律（抜粋）

（狂犬病予防法の特例）

第39条の7 環境大臣は、犬の所有者が当該犬を取得した日（生後90日以内の犬を取得した場合にあつては、生後90日を経過した日）から30日以内に登録又は変更登録を受けた場合において、当該犬の所在地を管轄する市町村長（特別区にあつては、区長。以下この条において同じ。）の求めがあるときは、環境省令で定めるところにより、当該市町村長に環境省令で定める事項を通知しなければならない。

2 前項の規定により市町村長が通知を受けた場合における狂犬病予防法第四条の規定の適用については、当該通知に係る犬の所有者が当該犬に係る登録又は変更登録を受けた日において、当該犬の所有者から同条第1項の規定による犬の登録の申請又は同条第5項の規定による届出があつたものとみなし、当該犬に装着されているマイクロチップは、同条第2項の規定により市町村長から交付された鑑札とみなす。

3～7 （略）

四万十町手数料条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後		改正前	
(手数料を徴収する事務及び金額) 第2条 手数料を徴収する事務及び金額は、別表のとおりとする。		(手数料を徴収する事務及び金額) 第2条 手数料を徴収する事務及び金額は、別表のとおりとする。	
別表 (第2条関係)		別表 (第2条関係)	
区分	事務	区分	事務
狂犬病 予防	犬の登録(動物の愛護及び管理に 関する法律(昭和48年法律第105 号)第39条の7第2項の規定によ る登録を除く。)	狂犬病 予防	犬の登録 _____ _____ _____
(略)		(略)	
単位	金額	単位	金額
1件につ き	3,000円	1件につ き	3,000円

■議案第59号 四万十町議会議員及び四万十町長の選挙における選挙運動の
公費負担に関する条例の一部を改正する条例について

【要旨】

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）が改正され、最近における物価の変動等に鑑み、国会議員の選挙運動に関し、選挙運動用自動車の使用等公営に要する経費に係る限度額が引き上げられました。

四万十町議会議員及び四万十町長の選挙における選挙運動の公費負担の限度額は、同施行令に準じた金額を定めているため、所要の条例改正を行うものです。

【改正内容】

1. 選挙運動用自動車の使用の公費負担額（第4条第2号）

区分	改正前単価	改正後単価
一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約以外の契約		
自動車借入れ	15,800 円	16,100 円
燃料費	7,560 円	7,700 円

2. 選挙運動用ビラの作成の公費負担額（第8条）

区分	改正前単価	改正後単価
1枚当たり	7 円 51 銭	7 円 73 銭

3. 選挙運動用ポスターの作成の公費負担額（第11条）

区分	改正前単価	改正後単価
1枚当たり	525 円 6 銭	541 円 31 銭

【施行期日】

公布の日

【根拠法令】

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）抜粋

（自動車の使用の公営）

第109条の4 （略）

2 衆議院小選挙区選出議員又は参議院議員の選挙における公職の候補者（参議院比例代表選出議員の選挙における候補者たる参議院名簿登載者で法第86条の3第1項後段の規定により優先的に当選人となるべき候補者としてその氏名及び当選人となるべき順位が参議院名簿に記載されているものを除き、前項の規定による届出をした者に限る。以下この条において「特定候補者」という。）が同項の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者（以下この項において「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。）に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額については、法第141条第7項ただし書に規定する要件に該当する

場合に限り、衆議院小選挙区選出議員又は参議院選挙区選出議員の選挙にあつては都道府県が、参議院比例代表選出議員の選挙にあつては国が、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し支払う。

(1) (略)

(2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

イ 当該契約が選挙運動用自動車の借入れ契約（以下このイにおいて「自動車借入れ契約」という。）である場合 当該選挙運動用自動車（同一の日において自動車借入れ契約により2台以上（参議院比例代表選出議員の選挙又は参議院合同選挙区選挙にあつては、3台以上）の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該特定候補者が指定するいずれか1台（参議院比例代表選出議員の選挙又は参議院合同選挙区選挙にあつては、いずれか2台）の選挙運動用自動車に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が16,100円を超える場合には、16,100円）の合計金額

ロ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金（当該選挙運動用自動車（これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。）が既に前項の規定による届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、7,700円に当該特定候補者につき法第86条第1項から第3項まで若しくは第8項若しくは第86条の4第1項、第2項若しくは第5項の規定による公職の候補者の届出又は法第86条の3第1項の規定による参議院名簿の届出（同条第2項において準用する法第86条の2第9項の規定による届出に係る当該特定候補者については、当該届出）のあつた日から当該選挙の期日の前日（法第100条第1項又は第4項の規定により投票を行わないこととなつた場合には、同条第5項の規定による告示の日。第4項において同じ。）までの日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、総務省令で定めるところにより、当該特定候補者からの申請に基づき、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会が確認したものに限る。）

ハ (略)

3～5 (略)

(ビラの作成の公営)

第109条の8 前条の規定は、衆議院小選挙区選出議員又は参議院議員の選挙における公職の候補者（参議院比例代表選出議員の選挙における候補者たる参議院名簿登載者で法第86条の3第1項後段の規定により優先的に当選人となるべき候補者としてその氏名及び当選人となるべき順位が参議院名簿に記載されているものを除く。）が法第142条第10項（同項のビラの作成に係る部分に限る。）の規定の適用を受けようとする場合について準用する。この場合において、前条第2項第1号中「35,000枚」とあるのは「50,000枚」と、「7円95銭」とあるのは「7円73銭」と、同項第2号中「35,000枚」とあるのは「50,000枚」と、「278,250円と6円88銭」とあるのは「386,500円と5円18銭」と、同条第3項中「7円95銭」とあるのは「7円73銭」と読み替えるものとする。

(ポスターの作成の公営)

第110条の4 (略)

2 衆議院小選挙区選出議員又は参議院議員の選挙における公職の候補者（参議院比例代表選出議員の選挙における候補者たる参議院名簿登載者で法第86条の3第1項後段の規定により優先的に当選人となるべき候補者としてその氏名及び当選人となるべき順位が参議院名簿に記載されているものを除き、前項の規定による届出をした者に限る。以下この項及び次項において「特定候補者」という。）が前項の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された特定ポスターの一枚当たりの作成単価（当該作成単価が、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額を超えるときは、当該各号に定める金額）に当該特定ポスターの作成枚数（当該特定候補者を通じて、衆議院小選挙区選出議員又は参議院選挙区選出議員の選挙にあつては当該選挙区におけるポスター掲示場の数に2を乗じて得た数、参議院比例代表選出議員の選挙にあつては70,000枚の範囲内のものであることにつき、総務省令で定めるところにより、当該特定候補者からの申請に基づき、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額については、法第143条第14項後段において準用する法第141条第7項ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、衆議院小選挙区選出議員又は参議院選挙区選出議員の選挙にあつては都道府県が、参議院比例代表選出議員の選挙にあつては国が、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

(1) 衆議院小選挙区選出議員又は参議院選挙区選出議員の選挙の場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額に316,250円を加えた金額を当該選挙区におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。）

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場の数が500以下である場合 541円31銭に当該ポスター掲示場の数を乗じて得た金額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場の数が500を超える場合 270,655円と28円35銭にその500を超える数を乗じて得た金額との合計金額

(2) (略)

3～4 (略)

四万十町議会議員及び四万十町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後	改正前
(選挙運動用自動車の使用の公費負担額及び支払手続) 第4条 (略) (1) (略) (2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額 ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入契約（以下「自動車借入契約」という。）である場合 当該選挙運動用自動車（同一の日において自動車借入契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が<u>16,100円</u>を超える場合には、<u>16,100円</u>）の合計金額 イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金（当該選挙運動用自動車（これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。）が既に前条の届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、<u>7,700円</u>に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数から前号の契約が締結されている日数を除いた日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会の定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会の確認したものに限る。） ウ (略)	(選挙運動用自動車の使用の公費負担額及び支払手続) 第4条 (略) (1) (略) (2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額 ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入契約（以下「自動車借入契約」という。）である場合 当該選挙運動用自動車（同一の日において自動車借入契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が<u>15,800円</u>を超える場合には、<u>15,800円</u>）の合計金額 イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金（当該選挙運動用自動車（これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。）が既に前条の届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、<u>7,560円</u>に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数から前号の契約が締結されている日数を除いた日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会の定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会の確認したものに限る。） ウ (略)
(選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続) 第8条 町は、候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラ作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当	(選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続) 第8条 町は、候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラ作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当

改正後	改正前
該作成単価が7円73銭を超える場合には、7円73銭に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて法第142条第1項第7号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会の定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラ作成業者からの請求に基づき、当該ビラ作成業者に対し支払う。 （選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払手続） 第11条 町は、候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスター作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、541円31銭に当該選挙のポスター掲示場の数に乗じて得た金額に50,000円を加えた金額を当該選挙のポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。）を超える場合には、当該単価の限度額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙のポスター掲示場の数に1.2を乗じて得た枚数（その枚数に10枚未満の端数がある場合には、その端数は、10枚とする。）の範囲内のものであることにつき、委員会の定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第9条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスター作成業者からの請求に基づき、当該ポスター作成業者に対し支払う。	該作成単価が7円51銭を超える場合には、7円51銭に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて法第142条第1項第7号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会の定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラ作成業者からの請求に基づき、当該ビラ作成業者に対し支払う。 （選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払手続） 第11条 町は、候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスター作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、525円6銭に当該選挙のポスター掲示場の数に乗じて得た金額に50,000円を加えた金額を当該選挙のポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。）を超える場合には、当該単価の限度額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙のポスター掲示場の数に1.2を乗じて得た枚数（その枚数に10枚未満の端数がある場合には、その端数は、10枚とする。）の範囲内のものであることにつき、委員会の定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第9条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスター作成業者からの請求に基づき、当該ポスター作成業者に対し支払う。

■議案第60号 高知県広域食肉センター事務組合理約の変更について

【要旨】

高知県広域食肉センター事務組合は、昭和53年11月30日に四万十町以東の28市町村により共同で、食肉センター施設の設置、管理及び運営に関する事務処理を目的として設立した事務組合です。

この事務組合は、運営する食肉センター施設の老朽化による建替えに併せて、経営体制の見直しを行い、令和5年度から稼働開始となる新食肉センターにおいて、これまでの業務を「新食肉センター株式会社」が担うため、その役割を終えることとなります。

このことから、事務組合の解散を検討していますが、現在の高知県広域食肉センター事務組合理約は、解散を想定せず制定されていたので、同規約に必要な規定を加えることについて、地方自治法第290条の規定により事前に関係団体の議決が必要のため、議決を求めるものです。

【協議を行う内容】

高知県広域食肉センター事務組合理約の一部を変更する
本則に次の1章を加える。

第5章 組 合 の 解 散

- 第12条 : 組合を解散することができる規定
- 第13条 : 解散後の財産処分の方法の規定
- 第14条 : 解散後の事務の承継に関する規定
- 第15条 : 解散後の決算の審査と認定に関する規定

【根拠法令】 地方自治法（抜粋）

（組織、事務及び規約の変更）

第286条 一部事務組合は、これを組織する地方公共団体（以下この節において「構成団体」という。）の数を増減し若しくは共同処理する事務を変更し、又は一部事務組合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するものにあっては総務大臣、その他のものにあっては都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、第287条第1項第1号、第4号又は第7号に掲げる事項のみに係る一部事務組合の規約を変更しようとするときは、この限りでない。

2 一部事務組合は、第287条第1項第1号、第4号又は第7号に掲げる事項のみに係る一部事務組合の規約を変更しようとするときは、構成団体の協議によりこれを定め、前項本文の例により、直ちに総務大臣又は都道府県知事に届出をしなければならない。

（議会の議決を要する協議）

第290条 第284条第2項、第286条（第286条の2第2項の規定によりその例によることとされる場合（同項の規定による規約の変更が第287条第1項第2号に掲げる事項のみに係るものである場合を除く。）を含む。）及び前2条の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

